

ST マーク使用許諾契約者各位

一般社団法人 日本玩具協会

繊維製「織りネーム」等への小部品規制の適用について

繊維製「織りネーム」(ブランド名やコピーライトが印刷された繊維製タグ)であって、繊維に「樹脂コーティング」がなされているものは、それが小部品に該当する場合にST基準第1部4.4項(小部品)の適用を受けるかどうか照会がありました。

ST基準判定会議で審議し、このほど、(上記の4.4項の)「適用を受けるものとして取り扱う」(すなわち、4.4項の適用除外とされる「織物」に該当しない。)として取り扱うことと致しましたので、通知します。

なお、本取扱いは、「3歳未満対象の玩具」についてのものです。
また、繊維製「織りネーム」のほかにも、「これに類する小さな生地」も含まれます。
(例:動物のぬいぐるみに縫い付けられた「歯」「キバ」「リボン」等)

「3歳以上対象の玩具」については、「樹脂コーティング」された布片であって、「本体から分離しているもの」または「容易に分離するもの」(例:単体となる「リボン」等)がある場合には、「小部品」に係る「警告表示」(ST基準第1部7.2.4.1項)が必要となりますのでご注意ください。

【説明】

1. ST基準第1部4.4項は「小部品」に関する規格を規定していますが、その中で、「織物」等については同項の適用を免除しています。(これは、織物などは、仮に誤飲した場合にも窒息のリスクが小さいことに拠っています。)そして、繊維製「織りネーム」等についても、同項の「織物」に該当するものとして適用が除外されてきました。
2. しかし、繊維製「織りネーム」等であっても、繊維に「樹脂コーティング」が施されているものや、化学繊維製のものは、空気が通過しにくく窒息のリスクが存在します。
3. そこで、ST基準判定会議で審議し、上記のとおり取り扱うことを確認したものです。
4. なお、「織りネーム」等は、通常は玩具本体に縫い付けられており、その状態では、小部品に該当しませんが、「引張試験」(3歳未満対象の玩具のみ)を実施して玩具本体から分離した場合に、「小部品」規格への適合が問題になるものです。従って、引張試験で「織りネーム」が玩具本体から分離しないように十分な縫付強度が確保されている場合には、小部品の問題は生じません。

【参考】 玩具安全基準書ST-2012第1部

4.4 小部品

4.4.1 36ヵ月未満の子供を対象とした玩具

36ヵ月未満の子供を対象とした玩具、その取り外し可能な構成部分、及び5.22(合理的に予測可能な濫用試験)に従って試験したときに放出される構成部品は、5.2(小部品試験)に従って試験したときに、小部品円筒内に、どのような位置関係であれ、完全に収まってはならない。また、この要求事項は、鋳ばりの欠片、プラスチックの裂片、及び発泡材や削りくずの欠片を含む玩具の破片にも適用する。(ただし、それらに限定されない。)

次の項目については、第5章による試験を実施する前も後も、適用を除外する。

- ・紙製の本、紙(厚紙及びラミネートされたものを除く。)から作られたその他の製品
- ・けば
- ・織物
- ・毛糸
- ・輪ゴム、ゴム紐及び糸
- ・水上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具の空気栓

7.2 警告表示

7.2.4.1 3才以上の子どもを対象とする玩具であって、小部品(4.4.2参照)、小球(4.5.2 b)参照)又はビー玉(4.5.7参照)を含んでいる玩具小部品、小球又はビー玉を含んでおり、3才未満の子供を使用対象者とはしていないが、3才未満の子供に危険であるような玩具は、包装又は玩具本体に、3才未満の子供には適していない旨の警告をする。

【警告の例】

小部品があります。誤飲・窒息の危険がありますので、3才未満のお子様には絶対に与えないでください。

(注) 「小球」又は「ビー玉」を含んでいる玩具については、上記の警告例の文中「小部品」とあるのを「小球」又は「ビー玉」と読み替えて表示する。

【問合せ先】

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 Tel03-3829-2513)までお問合せ下さい。